

宇都宮市立東図書館等警備業務仕様書

1 目的

宇都宮市立東図書館及び共通ロビーの機械警備及び夜間巡回警備を行うことで、火災警報の監視及び盗難の防止拡大を図るとともに、駐車場等での不法行為を排除し、もって、財産の保全を図ることを目的とする。

2 機械警備

(1) 業務時間

業務時間は閉館時間帯を基本とし、その目安は下記のとおりとする。

東図書館

- ・開館日 午後 7 時 15 分～翌日の午前 9 時 00 分
- ・休館日 午前 9 時 00 分～翌日の午前 9 時 00 分

なお、休館日は原則毎月曜日（この日が休日開館の時はその翌日）及び年末年始（12月29日～1月3日）とする。

ただし、提案事業などで開館日・時間に変更が生じた場合、その日時に合わせて警備業務を行うこと。

(2) 警備範囲

別紙 7-1 「警備業務ブロック区分図」のとおり。

(3) 警備方法

防犯エリアを 3 ブロック（【地下一階機械室】、【東図書館】、【共通ロビー】）とし、ブロック別毎に警備機器を設置し、指定管理者の本社又は通信司令本部と「断線監視装置付き一般回線」により接続する自動監視方式による機械警備とするものとし、営業所等に警備員が 24 時間常駐し、すぐに出動できる体制であること。

ただし、機械装置を設置し、機械警備として機能が作動するまでの間は、巡回警備を行うものとする。

(4) 設置する機械警備の機能

施設内に設置する警報機器の機能は、次のとおりとする。

- ア 盗難防止のため施設内へ侵入する者を、早期に発見する機能を有すること。
- イ ガラス等を破損し施設内へ侵入した者を、早期に発見する機能を有すること。
- ウ ガス漏れ・火災の発生を探知する機能を有すること。なお、ガス漏れ・火災警報については 24 時間体制とする。

(5) 設置個所等の報告

指定管理者は、市に対し、あらかじめ警備装置の種類、設置箇所、維持管理方法を書面で提出し、市の承諾を得るものとする。また、警備装置の設置箇所等を変更する場合も同様とする。

3 警報装置の保守点検及び維持管理

施設等に設置した警備機器の保守点検及び維持管理は次のとおりとする。

- (1) 設置した警備機器は、指定管理者の責任において保守点検を行い、常に正常な機能を発揮するよう維持管理すること。
- (2) 委託期間中の警備機器の誤作動によって生じた損害は、指定管理者の負担とする。
- (3) 施設に設置した警備装置について指定管理者は、委託期間が満了したときは速やかに原状に復すること。(契約解除による場合も同じ。)ただし、現状のままとすることにつき市の承諾があったときは、この限りではない。
また、業務に支障が生じないよう必要に応じて新指定管理者と協議するものとする。
- (4) 機械警備に使用するセキュリティーカードは、市が必要とする枚数を機械警備を開始するときまでに指定管理者が用意する。また、経年劣化、破損等によりカードが使用できなくなった場合も、無償で新しいものと交換すること。

4 人的警備

(1) 巡回警備

ア 巡回時間

毎日1回以上

イ 巡回場所・方法

- ・建物の外廻り、第1・第2駐車場、駐輪場、中庭等を巡回し、異常がないことを確認する。
- ・建物の内部については、外部から内部を窺い、異常がないことを確認する。なお、建物の内部巡回までは行わない。

5 異常事態発生時の対応

異常事態発生が信号が発せられた場合には、直ちに、警備員を現場へ急行させ、異常事態の確認を行うとともに、火災の場合は消防署へ、盗難の場合は警察署へ連絡し、併せて別に定める市の責任者へ直ちに連絡し、協力して事態の処理にあたること。また、巡回警備についても同様に事態の処理にあたること。

6 勤務配置等

勤務配置等については、下記の事項を書面をもって、市に提出するものとする。

- (1) 基地局及び待機所の名称及び所在地
- (2) 待機所からの路程又は通常の対処時間
- (3) 指導監督・報告連絡の体制

7 施設の鍵の貸与

施設の鍵の貸与については、次のとおりとする。

- (1) 委託業務遂行上必要とする施設の鍵は、これを貸与することとする。
- (2) 貸与した施設の鍵は、これを複製しないこと。
- (3) 契約終了時には、貸与した施設の鍵を返還すること。

8 警備報告書の提出

委託期間中に生じた事項については、下記の報告書を作成し、(2)及び(3)に関しては速やかに市に提出すること。

(1) 警備月報

- ア 記載事項 毎日の警備状況
- イ 提出時期 当該月の翌月の5日までに提出

(2) 異常事態発生報告書

- ア 記載事項 異常事態発生通報の原因
- イ 提出時期 異常事態発生通報があった都度

(3) 事故報告書

- ア 記載事項 事故発生の状況、内容、その対応方法及びその他の必要事項
- イ 提出時期 事故発生の都度速やかに

9 業務遂行上の義務

業務遂行にあたっては、次の事項を十分に留意すること。

- (1) 本仕様書は、業務の概要を示すものであつて、本書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ、警備上必要と認める業務及び市が必要と認め指示した業務については、誠意をもって実施すること。
- (2) 善良な管理者の注意をもって委託業務にあたること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らさないこと。
- (4) 警備業法、同法施行規則及び栃木県公安委員会規則に規定する事項及び関係法令を遵守すること。
- (5) 警備員は、制服を着用すること。